

伊万里市条例第15号

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例

伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和55年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊万里市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。